

## 高額医療・高額介護合算制度の申請を受け付けます

高額医療・高額介護合算制度とは、医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、新たに設けられた世帯の限度額（年単位）を超えた金額を支給される制度です。長期間の治療や介護サービスによる家計の負担を軽減することができます。

- **計算される期間** 毎年8月～翌年7月までの12カ月間
- **合算の対象となる世帯** 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯（計算期間内に亡くなった人の代理申請も可能です）
- **合算される医療保険** 介護保険を利用した人の医療保険と同じ医療保険（異なる医療保険の場合は合算されません）
- **計算されない経費**
  - ① 入院・入所時の食費・部屋代・日常生活品費
  - ② 介護保険での福祉用具購入費・住宅改修費
  - ③ 要介護状態区分別の支給限度額を超えて介護サービスを利用されたときの自己負担額
  - ④ 70歳未満の人の医療費のうち、入院・外来・調剤それぞれ2万1千円未満（月単位）の自己負担額
- **支給対象となる世帯** 限度額を超えた金額が500円を超える世帯

- **申請する窓口** 介護保険を利用した人が7月31日に加入している医療保険の窓口
- **申請の時期や問合せ先**（左表）

加入している医療保険（問合せ先）	申請に関すること
国民健康保険 （国保年金係 ☎ 63-1327）	対象世帯には申請通知が送付されています。その中に申請に関することが掲載されていますので、それに従って申請してください。
後期高齢者医療制度 （高齢者医療係 ☎ 63-1420）	
その他の医療保険 （各医療保険の窓口） ※介護保険自己負担額証明に関する問い合わせは 介護保険係 ☎ 63-1418	申請に関することは各医療保険窓口にお問い合わせください。 なお、申請の際には介護保険自己負担額証明書の添付が必要です。介護保険係で証明書の交付申請を行ってください。証明書の交付は2月からの予定です。 【介護保険自己負担証明書の交付申請に必要なもの】 ①印鑑（認印可）②預金通帳③医療保険の被保険者証④介護保険の被保険者証

問 健康生活課 ☎ 63・1418

## 20歳から、国民年金！

### ■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります。

- ① **老齢基礎年金** 65歳から生涯受けられます。
- ② **障害基礎年金** 病気やケガで障害の状態になった人が受けられます。
- ③ **遺族基礎年金** 夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業の人、農林水産業の人、学生 など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料 【定額】15,100円 （平成22年度）	厚生年金保険料率 16.058% （平成22年9月現在） 労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料を負担しません。 配偶者が加入している年金の保険者が負担します。

### ■年金手帳は大切に保管しましょう。

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

問 健康生活課 ☎ 63-1327

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、私たち自身や私たちの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、健康生活課国保年金係または玉名年金事務所へおたずねください。（20歳前に就職して厚生年金などに加入中の人は、加入手続きは不要です）

なお、学生や収入が少ないため保険料の納付が困難な人の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。